

平成28年12月12日

要望書

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会
中央執行委員会委員長 樋口 紀子

はじめに

この要望書は、大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会（以下、学生自治会）が2016年10月3日から11月11日の期間に実施した要望アンケートなどを通して寄せられた、大阪府立大学(以下、本学)の学生が抱く要望・意見をまとめたものです。

本学では現在、大阪市立大学との統合が近づきつつあります。本学が新たなる変革を迎えようとする今、本学の一員である学生が日々の学生生活の中で抱いた要望・意見が実現されることは、今後の大学運営をより学生の実情に即したものにする一助となるものと学生自治会は考えます。

本学の更なる発展のためにも、学生自治会はこの要望書の内容を積極的に大学運営に取り入れていただくことを強く望みます。

甚だ身勝手なお願いですが、2017年4月末までに各要望項目に対するご回答をいただけるよう、よろしくお願いいたします。

<要望項目一覧>

I. 成績開示に関する要望	p.2
II. 学費に関する要望	p.3
III. 設備に関する要望	p.4
IV. 受講申請に関する要望	p.5

I. 成績開示に関する要望

I-1. 成績評価を各項目について開示すること[資料1-1]

本学の成績評価は、各講義について試験やレポートなどの各項目の結果をもとに最終的な評価がA+,A,B,C,Dの5段階評価で決定され、学生ポータル上で開示されています。また、テストの答案が返却されるかは講義によって異なります。今回や過去のアンケートでは、「成績評価の具体的な点数を開示してほしい」「期末試験などの答案返却を行ってほしい」といった趣旨の意見が寄せられました。

学生にとって成績評価や返却されたテストの答案は、自身の学習到達度を把握するための重要な資料であると学生自治会は考えます。しかし現在の成績評価やテストの返却状況では、多くの学生は自身の半期における学習の成果を5段階評価でしか確認できません。そのため多くの学生は自身の学習における反省するべき点を十分に知ることができず、効率的な復習を行うことが難しい状況にあります。

学生が各講義の成績評価についての内訳を知ることによって、半期の学習における自身の問題点や課題をより詳細に分析できるようになります。さらに期末試験の答案などを受け取ることによって、学生が自身の学習内容の理解度を客観的に分析できるようになります。これらの事は今後の学習の指針となり、学生は復習をより効率的に行うことができるようになるため、学力の向上を促進することにつながると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目 I-1の実現を要望します。

II. 学費に関する要望

II-1. 奨学金制度を充実させること〔資料2-1,2-2〕

本学では現在、学生の学費負担を軽減するために日本学生支援機構や民間奨学団体・地方公共団体の奨学金制度が導入されています。また、平成28年度計画には『後援会と連携し、優秀な学生を獲得するための府大独自の奨学金制度を設立する』とあります。今回や過去の要望アンケートでは学費に関して、奨学金や授業料の減免制度に関する様々な意見が学生自治会に寄せられました。

本学において給付型の奨学金を受けられる学生はごく僅かであり、奨学金を利用する学生のほとんどは貸与型の奨学金制度を受けています。貸与型の奨学金は大学卒業後に返済する義務があり、返済のための負担は決して小さくありません。また、「奨学金を受けるには家庭の所得以外にも様々な条件がある」「民間の奨学金制度は、ある民間団体の奨学金についての学内選考を通過すると、他の民間団体の奨学金を申請できない」などの問題も存在します。平成30年度から始まるとされている府大独自の奨学金制度(資料2-1参照)も、対象とされているのは一部の優秀な学生のみであり、その他の多くの学生にとっては有益となる制度ではないと学生自治会は考えます。これらの事により、現行の奨学金制度は充実しているとは言いがたく、多くの学生の現状や要望に対応できていないと学生自治会は考えます。

奨学金制度をより充実させることにより、学生の学費負担を軽減することができます。これにより、学生は自身の望む学習に今以上に資金や時間を充てることが可能になります。

よって、学生自治会は要望項目II-1の実現を要望します。

II-2. 授業料の段階的減免制度を導入すること〔資料2-3〕

本学では現在、学生の学費負担を軽減するために学業成績が優秀かつ家庭の所得が少ない学生を対象に授業料の半額免除・全額免除を行う授業料減免制度が設けられています。しかし、現行の減免制度を受けるための条件を満たさないために減免制度を受けたくても受けられない学生が存在します。

現行の減免制度の審査基準や減免の段階の見直しを行い、今以上の学生が減免制度を受けられるようにより多段階の減免制度を導入することで、減免を希望する学生それぞれの経済状況や学業成績についてより幅広く対応できるようになると学生自治会は考えます。これにより学生の学業に対する意欲が向上し、学生が今以上に学業に専念できるようになると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目II-2の実現を要望します。

III. 設備に関する要望

III-1. 冷水機・自動販売機・ウォーターサーバーを増設すること

[資料3-1~3-3]

本学には現在、構内の様々な場所に冷水機や自動販売機が設けられており、学生に利用されています。また、食堂には利用者のために生協によりウォーターサーバーが設けられています。しかし、今回や過去の要望アンケートなどでは冷水機・自動販売機・ウォーターサーバー(以下、各設備)の増設を望む意見が寄せられました。

学生はそれぞれの所属する学域・学類やクラブ・サークル・学生団体などによって主として活動する場所が異なり、その活動場所の近くに各設備が無いために離れた場所にある各設備へ足を運ぶ学生が多数います。また各設備の増設を希望する学生の中でも、自動販売機の増設を希望する学生、出費を避けるために冷水機の増設を希望する学生、冷水機よりもウォーターサーバーを希望する学生など、学生の要望は様々です。

学生の要望や実状に即した各設備の増設は、より快適な学生生活の実現の一助となると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目III-1の実現を要望します。

IV. 受講申請に関する要望

IV-1. 教養科目の受講申請を取り消せるようにすること[資料4-1]

本学では現在、多くの講義の履修登録が学生・教職員ポータルを通した受講申請によって受け付けられており、現行の受講申請の日程では教養科目の受付締め切りの後に必修科目をはじめとした受講申請が行われています。しかし、成績開示がされてから教養科目の受付が終わるまでの期間は短く、また受講が確定した教養科目の受講申請は取り消すことができません。今回の要望アンケートでは「必修科目などの申請前に教養科目を申請しなければならない事に違和感がある」「教養科目も受けてから改めて選択し直せるようにしてほしい」という趣旨の要望が寄せられました。

教養科目の理念と目的(授業科目ガイドより)には「できるだけ各人の問題関心に沿った仕方で、現代的な教養を育成することを目指します」と書かれています。しかし、講義が本当に受講者自身の学びたい内容であるかを知るには実際に一度講義を受講しなければ分かりません。しかし、教養科目の受講申請を取り消せないことにより、学生が教養科目の受講を初回の受講後に再検討できず、前述の理念と目的に反します。また、学生にとって必修・選択科目は教養科目より優先して受講する必要があるため、必修・選択科目の履修の有無は進級・卒業要件に直結するため、教養科目の誤申請や当選状況などで必修・選択科目の履修が制限されることは学生にとって不利益になると学生自治会は考えます。また、成績開示がなされてから教養科目の受付の締め切りまでの時間的余裕が十分でないことは、学生が受講する教養科目を検討する時間が少ないことにつながります。一部の授業においてはシラバスに書かれている内容と実際の授業・成績評価の内容が異なることから取り消しを望む学生も見受けられます。

したがって教養科目の受講を必修・選択科目と同じ期日までに取り消せるようにすることにより、学生が履修登録で必修科目のある部分に教養科目を申請してしまった場合などにも対応することが出来るため、学生の進級にかかわる不利益を減らすことができると学生自治会は考えます。また、学生が教養科目の履修についても選択科目のように初回の受講後に再検討できるようになるため、学生が興味のある教養科目の履修により積極的になると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目IV-1の実現を要望します。